

仕様書

1 患者用テレビ設置機器の仕様条件

(1) モニター（テレビ）部

- ・地上デジタル放送を受信できること。
- ・画面サイズは11インチ以上。かつ、ワイドフォーマットであること。
- ・液晶パネルはカラーTF Tとし、輝度330cd/m²以上であること。
- ・外部（ビデオ）入力に対応すること。
- ・モニター部上下可変角度（チルト角）は上20度以上、下90度であること。
- ・モニター部水平回転角度（スウィーベル角）は360度以上であること。
- ・モニター部左右回転角度（ローテーション角）は左右90度であること。
- ・ワイヤレスリモコンを使用せず操作ができるよう、モニター（テレビ）部前面に操作ボタンを設けていること。
- ・イヤホン端子を装備していること。
- ・B-CASカードの盗難対策カバーが設けてあること。
- ・突起物を無くすなど、患者が安全に使用できるよう配慮された製品であること。
- ・契約期間中、修理に必要な補修用部品を保有していること。

(2) 電気仕様

- ・AC100V±10%、50/60Hz、最大消費電力25W以下、待機時電力1W以下。

(3) アーム部

- ・全長950mm以上であること。
- ・第二関節部は120度以上可動すること。
- ・モニター（テレビ）部からの電源・信号線については、アーム内を通っていること。

(4) テレビ取付方法及び取付用器具

- ・移動可能な自立式スタンドへ取り付けること。
- ・キャスターはロック機能を装備していること。
- ・スタンド脚部の幅は680mmを超えてはならない。
- ・上記アーム部と組み合わせた上で、ベッド柵及び病室内構造物への干渉が無いよう床面から第二関節までの高さは1600mm以上、1800mm以下とすること。

(5) カードタイマー部

- ・病室内の原状回復が容易にできるよう、カードタイマーは上記取付用器具へ固定すること

(6) カード自動販売機及び精算機

- ・カードの販売価額は、1枚1000円とし、原則磁気カードとする。
- ・精算は残度数に従い100円単位でできること。
- ・テレビカードの裏面には退院後の患者や家族からの問い合わせに対応できるよう運営会社名・住所・電話番号が記載されていること。
- ・転倒対策・防犯対策などの必要な対策を講じられていること。
- ・当センターへの売上報告のため販売明細書、及び精算明細書は2枚レシート発行され、病院と照会できるような機能を有していること。

2 経費負担に関する条件

設置運営にあたっての必要経費は、下記を含めすべて設置運営業者の負担とする。

- (1) 行政財産の貸付料
貸付料は、入札により決定した金額とします。
- (2) 設置管理経費
- (3) 設置機器に係る光熱水料、清掃及び保守等に要する費用
- (4) 設置運営事業撤退の際の現状復帰にかかる費用
- (5) 運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (6) その他必要な経費

3 運営、その他に関する条件

- (1) 利用料金は患者負担を考慮し、なるべく低廉な料金とし、利用価格に見合った機器を設置すること。
- (2) 患者等の利用及び当センターの業務に支障がないように設置運営にあたること。
- (3) 機器の設置に当たっては、耐震性を配慮し、転倒防止対策を施すこと。
- (4) 設備導入後の保守管理、修理等メンテナンスサービスについては、設置業者が責任を持って体制を確立し、速やかに実施すること。
 - ア) 故障対応や緊急時、また、当センターからの要請があった場合、原則 60 分以内に到着、対応ができる体制をとること。
 - イ) 保守管理、修理メンテナンスサービスの体制について、当センターから改善を求められた場合は、当センターの指示に従い速やかに改善すること。
 - ウ) 患者等からの苦情、トラブルには迅速に対応すること。
 - エ) 毎月 1 回メンテナンスサービスの結果を当センターに文書で報告すること。
- (5) 当センターの過失による場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については、設置業者が責任を負うこと。
- (6) 設置業者は、常に利用者の意見を聴取しサービスの向上に努めること。
- (7) 設置業者が次の各号に該当するときは、当センターは無条件に契約を解除することができる。なお、これにより生じた設置業者の損害について当センターは責任を負わない。
 - ア) 本募集要項に定める義務を履行しないとき。
 - イ) 本設置施設の運営を適正に履行できないと認められたとき。
- (8) 下請け等の禁止
 - ア) 第三者への業務の下請け、委託は禁止する。
 - イ) やむを得ず業務の一部を下請けに出す場合は、当センターの承認を得てから行うこと。
- (9) 運営設置業者は、設置機器を衛生的に管理するものとし、管理方法について当センターと協議し、当院の指示に従うこと。
- (10) 備品及びシステムに関する当センターの要望については、誠意をもって対応すること。
- (11) 当センターより経営及び運営に関する資料提出の要求があった場合は、速やかに提出すること。
- (12) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。